

第 2 号議案

定款変更について

定款変更後	定款変更前
<p>(名称) 第 1 条 この法人は、認定 NPO 法人 大阪府高齢者大学校 という。</p>	<p>(名称) 第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 大阪府高齢者大学校 という。</p>
<p>(名称) (会員の資格) 第 9 条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (4) 会費納入年の事業年度末を迎えたとき。</p>	<p>(名称) (会員の資格) 第 9 条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (4) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。</p>
<p>(公告) 第 47 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p>	<p>(公告) 第 47 条 この法人の公告は、この法人の揭示場に揭示するとともに、官報に掲載して行う。</p>